

関西労災職業病No.48

関西労働者安全センター

1978.4.30発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円

もくじ

- 受け身から攻撃へ _____ 1→2
——被災労働者の決起を——
◆ 4 / 23労災職業病全国会議報告

- **ニュース** 闘いの中から _____ 3→10
京滋じん肺患者同盟 / 労金労組罹病者連絡会 / 住友金属孫請労働者
/ 南大阪労働者診療所運営委員会 / 全金太平製作支部 / 全国一般藤
の里保育園支部 / 奈良建設労働者 / 大阪府被災労働者同盟 / 東京労
災職業病を考える会
◆ 東京労基局 症状照会の提出命令への不明審査請求を棄却

- 大阪府被災労働者同盟の闘いから _____ 11

受け身から攻勢へ 被災者の決起を

4/23 労災・職業病全国会議報告

大手私鉄が24時間ストを打抜いた4月23日(日)、4・23労災・職業病全国会議が東京虎の門で開かれた。準備不足と交通事情もあってか、岡山大学青山氏、労働科学研究所佐野氏他、ぜひとも参加いただいたか、た方の不参加はあったものの、午後2時から6時まで活発な討議を行なった。

1976年以来、労災保険法、労働安全衛生法、労基則第35条の改悪と、たてつけに職業病関係の法規改悪攻撃がかけられ、ナショナルセンターが必ずしも取組みない中で、被災者・市民団体が独自の組織をつくって多くの成果を引き出してきた。今回の全国会議はこの向の斗

いを一定整理し、全国的規模での交流・共闘を討議するものとして、「労基則35条の改悪に反対する連絡会議」が呼びかけたものである。同時に、全国会議では、労基則35条改悪反対斗争が、今後労働省が着手するといふ「認定要件」(認定基準の簡素化されたもの)、被災者切り捨てに使用されているさまざまな認定基準改訂の動きに対する取組みに入る状況を受けて、「認定基準の根本改訂」について方向性を打ち出すことも提起されていた。

闘いの報告と

今後の方向性

会議には、東京・神奈川・関西から約30名が参加し、ケイワシ・腰痛・鉛中毒・四エチル鉛中毒・マンガン・クロムなどの職業病斗争について報告がなされた。また、討議には、労基則35条の施行通達、現行認定基準全文が資料として用意された。

クロム中毒

クロム中毒に関しては、労基則改悪阻止斗争の中で徹底的に問題化した中で、「胃・腸・肝臓・腎臓障害」が規則そのものではなく、「別添資料」という形ながら認められたこと、明らかになるなど、闘いの成果も紹介された。

マンガン中毒

しかし、マンガン中毒については、京都労基局の調査報告(達)などで全身障害を認めず、特定の中枢神経障害に限定しようという改悪の動きがあること、今年度予算では、金属中毒などとともマンガン中毒について

認定要件”作成の動きのある事
が報告され、早急な取組みの必
要性が訴えられた。

ケイワン・振動障害等

また、ケイワン・振動障害等
については、昭和51年4月に日
本産業衛生学会から労働省に対
して「認定基準改訂の申入れ」
がなされており、専門家も含め
た取組みの方向が出された。

全国的情報交換の 拡大強化を

このほか、敵の攻撃（認定基
準改悪）に対して対応せざるを
えないことは分るが、職場や地
域の労働者の闘いが反映できる
ような取組みこそ重要だ、とい
う提起が関西の仲間から出され
た。労基法・労安法・労基則改
悪の攻撃の狙いがどこにあつて
職場・地域からどこを反撃して
ゆくのか、ということこそ大衆
的に明らかにすべきであつて、
敵の出方にふり回されてはなら

ない、というものである。また
専門家の組織化の重要性も指摘
された。

こうした職業病斗争をめぐる
問題を出し合いながら討論は労
災職業病の全国的情報交換の必
要性・全国センター結成につい
て、具体的取組みについて、さ
まざまに出された。

その中で次の二点が確認され
た。

① 6月1日の日本産業衛生学
会総会に対しての取組み

労基則35条改悪に対して、
産衛内部の反対意見が強かつ、
たにもかかわらず、久保田重
孝理事長作成の労働省に對す
る申入れではトーンが落とさ
れ、「よいものができた」と
いう評価さえ感じられた。産
業衛生の専門学会の社会的責
任を明らかにしてもらうこと
と、クロム・マンガン等につ
いて許さないというこ
で総会への働きかけをする。
7月2日に第2回会議
今回は準備も不十分だった

ので、討議をもち帰り、更に
中広く呼びかけて7月2日の
第2回会議で取組みの方向を
明らかにすること

③ 全国的な情報交換について
は、是非必要だがその為の体
制など解決すべき事が多いの
で第2回会議を経て具体化し
てゆく。その向、各団体間
で機関誌、ニュースの交換等情
報交換を行なつてゆく。連絡
の仲介は「連絡会議」が暫定
的にとること

これまで産業医大をめぐ
って全国的共闘が叫ばれながら十
分消化されてこなかった。が、
この3年来の具体的闘いは必ず
しも労働組合運動の中で根づい
たとは言えないが多くの専門家
をまきこみ、いよいよ全国的共
闘を持続的に検討する状況をう
み出している。

北九州・高知・関西・名古屋
神奈川・東京・東北など、各地
での一層の奮闘と今後の連帯を
確認して第1回会議を終えた。

前線から

京都

丹波地方マニカン健診説明会

「被災者切り捨てだ」と厳しい批判続出

と厳しい批判続出

前号で丹波地方マニカン中毒健診の結果が「被災者切り捨てのためにしかない」と報告し

余名が異常だと思われ、精神・神経科検査でほとんど振りおとされて、12名の有所見者（うち7名は鑑別診断）しか報告されてはいないが、これでは切り捨てではないかと、ま

再度の健診の準備が進められているが、労基の提示した計画案では「51年度健診の受診者を除く」とあり、労基局は51年度健診をすんだものとしようとしている。

また、中央で労基則35条改善に続いて各疾病の認定基準の見直しが行われているが、安部衛生課長が「この結果をもとに検討されている」と言った様に丹波地方健診の結果はこの点からも注目される。

たが、早速京滋じん肺患者同盟は、去る4月8日、京都労基局に説明会をやらせた。説明会には阿部安全衛生課長が出席し、報告書についてひととおり説明した。その後、じん肺患者同盟は疑問点を糾した。「自覚症状調査では約半数の80

鑑別診断にまわされた被災者の一人も参加していたが、ことはほとんど上手にしゃべれず、席を立って使所に行く時つまつきそうになるなど、明らかにマンガン中毒の症状を見せていた。「この人が何で認定される」と誰もが追及し

私達労働金庫の頸腕は、各々の症状や職場での立場などを全体の認識とし、相互に交流を図ってきた。

大阪

自らが行う治療を

ヨ一加の併用で治る確信

労働金庫労務者連絡会

「ヨ一加の併用で治る確信」

連絡会が機能するに
ついで、病院での治療の
みにたよらず、早期の
完治に向けた自分達自
らが行う方法を探って
きた。太極拳やマラソ
ンなどを個別に行って
いた人もあったが、全
体でできるもの、遊び
の要素もあり、楽しく
できるもの、というこ
とでヨーカを始めるこ
ととなった。私達に教

えて下さる方は、松浦
診療所の佐藤氏に紹介
してもらい、けいけん
を自力でヨーカによっ
て克服した方である。
私達はその事に深く
感銘し、今では通常の
治療と合わせてヨーカ
をすることにより、て
けいけんは絶対には治る
のだ」という確信を得
るまでになった。
ヨーカを教えて下さ

る稲垣さんとの交流も
深くなり、2週間に1
度のヨーカの日が楽し
みになってきたこの頃
である。



「ボロ雑巾の様に捨て
られてたまるかしと発
奮。ちやうどその頃、
住友電工の高松さん認
定斗争のビラを受けと
り、安全センターを知
って相談にきた。そし
て中北・竹村両弁護士
の快い支援を受け、住
金と下請、孫請を相手
に提訴した。裁判では
準備書面を出した段階
で被告側は「とはや勝
ち目なし」と和解を申
請、去る4月19日に和
解が成立した。(損害
賠償、慰謝料共700
万)3社の共同責任を
認めたのである。
危険な仕事や汚ない
仕事を全部下請にやら
せるのが当り前になっ
ているが、決して責任
逃れはできない事がま
た一つ明らかになった。
阿部さんの顔も晴れ晴
れとしていた。

大阪

住友独占にまた一矢

住友金属孫請労働者が 労災損害賠償かちとる

住友の高松さんの心
算硬塞労災認定で住友
独占の労働者支配に一
矢を報いたが、今度ま
た2本目の矢をつきさ

した。
住友金属大阪工場で
孫請として働いていた
阿部さんは、クレイン
につりあげた鉄板の下

敷になった。原因はク
レインの故障であった。
安全面を無視して生産
性ばかり追求する住金
資本の犠牲になった。
住金資本は、「孫請労
働者だから関係ないし
とばかりに放置し、ま
た雇用主も労災保険か
ら支払っただけだった。
そこで阿部さんは、

「ボロ雑巾の様に捨て
られてたまるかしと発
奮。ちやうどその頃、
住友電工の高松さん認
定斗争のビラを受けと
り、安全センターを知
って相談にきた。そし
て中北・竹村両弁護士
の快い支援を受け、住
金と下請、孫請を相手
に提訴した。裁判では
準備書面を出した段階
で被告側は「とはや勝
ち目なし」と和解を申
請、去る4月19日に和
解が成立した。(損害
賠償、慰謝料共700
万)3社の共同責任を
認めたのである。
危険な仕事や汚ない
仕事を全部下請にやら
せるのが当り前になっ
ているが、決して責任
逃れはできない事がま
た一つ明らかになった。
阿部さんの顔も晴れ晴
れとしていた。

4月21日、南大阪労働者診療所運営委員会は4月幹事会を開いた。4時間余りにわたる討

論の結果、主要に以下の点について合意をみた。

- (1) 診療所運動の大家化を強化していくための診療所の形態について(例えは、医療生協、医療法人等)の論議を今後深めていくこと。
- (2) 懸案になっていた健診部について5月1日からスタート

南大阪労働者診療所 4月幹事会 閉かる

南大阪

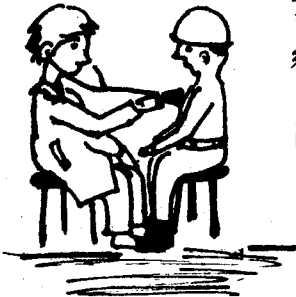
健診部発足も確認

トすること。健診部の運動の進め方については運営委・安全センターとも十分に話し合っており、いくこと。運営委員

(3) 運営委員

会を強化するために、事務局に常任を置く方向に進めていくこと。

大体以上のようなことを決めた。次回幹事会を5月19日に設定し、会議を終えた。



住吉(大阪)

故木下廣吉氏の

脳出血死を労災申請

◆◆◆全金太平製作支部◆◆◆

4月14日、全金大阪地本・住吉ブロックの太平製作支部は組合員であつた故木下廣吉氏の脳出血死につき、阿倍野労基署に對して労災の申請を行った。

太平製作はオイルショック以降の不況で、51年には170名の希望退職と本社工場の小牧(愛知)集約の合理化が行われ、また52年3月には再び大阪工場閉鎖、150名希望退職の提案が行われ、労働者の話し合いで労働条件切り下げ、残業規制等固定費削減、大巾な外注減少策等を内容とし、再建計画が53年からスタートしたばかりであつた。木下吉廣氏は昭和47年から大阪事業場において、管理課の工程係として、手配リスト作成・機械台帳管理・決算業務・工程表作成等々非常に多岐にわたる仕事を、行つていたが、51年以降の激しい合理化による労働強化によつて高血圧症等健康を害し、とりわけ53年以降の労働密度の強化の中で心身にわたる疲労はピークに達し、3月1日昼過ぎ、工場内で脳出血の発作をひき起

こしたものである。全金住吉ブロックでは昨年夏、オーエム工業の和田氏の脳卒中死の労災認定斗争にとり組んだ経験から、組合は労災認定の作業にすぐに取り組み、会社も労災を認めるに至った。4月上旬まで組合意見書の作成、脳卒中の学習会などの準備も積

み重ね、4月14日いよいよ申請に至ったものである。支部、住吉ブロックでは4月28日にも2回目の交渉を労基署と行ったが、連休明けが山場になり、斗争体制の強化が行なわれている。

高槻(坂)

組合を結成して

保母の職業病と闘う

森山まきの腰痛を申請

◆◆◆全国一般護の里保育園支部◆◆◆

園は4月22日に森山さんの労災申請の手続きを労基署に行いました。

森山さんは保母になって今年で6年目です。

藤の里保育園へ来て、早4年目の春です。彼女が「腰痛及び頸肩腕」で倒れたのは、52年の3月末でした。主因は、厚生省基準を大きく上回った子供数を保育して来たことと、保育士が一人に保母が退職したため、その後その保母の補充はなく、二人で保育する日々が続きました。しかも、その上に一人の人が夜間の学生で、行事などの時に試験が重なること、森山さんが一人で日夜残業を続けて準備にあたらなければならぬという重なりがありました。また、他にも欠員が

基準さえ守られぬ 保育条件で発病

森山さんは、51年に4月当初、2才児の3人、20人と他の保母2人と、しよに受け持ちました。(厚生省基準は子供6人に保母1人の割合です。)5月に

昨年11月 組合を結成

彼女が倒れるころ、1ヶ月程前、こんな悪い労働条件、施設の中で普通の保育さえもとうていできない。一生懸命に働いても病気になるばかりか、やめさせられるしかない。あまりにひどいことがあり、一時的に保母が固結しても、すぐに分裂させられ、その後でひどいいやがらせや抑圧を受ける。

く上回った子供数を保育して来たことと、保育士が一人に保母が退職したため、その後その保母の補充はなく、二人で保育する日々が続きました。しかも、その上に一人の人が夜間の学生で、行事などの時に試験が重なること、森山さんが一人で日夜残業を続けて準備にあたらなければならぬという重なりがありました。また、他にも欠員が

ありましたが、これも補充されず、有休・生体がまったくと休いてませんでしたが、その上園長はほとんど留守で主任も12月には退職しました。こんな悪い条件の中で森山さんは倒れていきました。

これではいけない」ということで組合の準備会ができました。そうして、11月に組合ができました。病気に倒れつつも森山さんは、他の人とともに組合結成に努力してきました。その後、ろく月程して、まがりなりにも森山さんを守り、自らの斗いとして闘う体制ができてきました。そこでやっと園に労災発生の責任を、園の責任として認めさせることができました。

今春、「森山さんの他に1名雇用し、森山さんの治療しやすい体制をつくる」という園側との確認のもとに、森山さんは3才児を他の1名の保母とともに受け持ち、治療しつつ勤務しています。

保育労働者の 団結した体制を

今後また労災認定を勝ち取るねばなりません。また、現状ではまだ園内の保母すべてが自らのこととして職業病を理解できていません。園側にも多くの問題があります。



過去の反労働者的対応を謝罪

奈良 脳卒中労災の 早期認定を約束

4月12日、建設労働者であるTさん（49才）の家族は、奈良労基署に対し、建設工事中に過労のため脳卒中（クモ膜下出血）で倒れ

今後、保育労働者の団結した体制をつくりながら、園の体制・責任・容勢を追究し、労働条件・施設等の改善をすすめて、自らと患者・保育労働者の健康を守るべく闘っていきたいと思います。

事に現場監督として従事していたが、T氏は下請会社の工長で元請は前田建設（寒冷地における教務・年末の資金調達などによる精神的疲労等、過労状態の中で、52年12月26日脳卒中発作を起し、現場で倒れたのである。

三重県上野市の岡波病院・京大病院、京都の蕨生会病院と治療を続ける中で症状は徐々に回復してきているが、全国土木の保険の取扱いはない京大病院では、自費で治療を受けねばならないことなどの負担も重なり、家族は仕事に倒れたのだから何とか労災にやらなければと努力を続けてきた。奈良の監督署にも2、3度足を運んだが、そのたびに「労災にはならない」と冷たく追

大阪

裁判所を使った 被災者への攻撃を許すな

◆◆大阪府被災労働者同盟◆◆

大阪府被災労働者同盟の丸山重夫氏へ30才一に對して、現在、雇
用主である広野工業よ
り52年3月27日、「労
働債務履行の調停」と

いう耳なれない攻撃が
しかけられてきた。平
たく言えば、「丸山氏
はもう病氣は治って働
ける身体であるから復
職して働け、もし休ん
だらば、今までの支払
はし、積み20%補償は
ない」ということであ
る。

丸山氏は昭和51年6
月、会社でテント金物
製品を運搬中、補強パ
イプの仮付けがはずれ
て顔面・頭部を打傷し
52年11月から松浦診療
所に通院、休業中であ
る。被災者同盟に加入
後、広野工業と交渉し
それまでなか、た上種
み補償を過去にさかの
ぼ、てからとつた。と
ころが、会社は今年1
月以降の分については
支払いを拒否し、その
挙句、今回の「調停」
という措置に出たので
ある。

このやり口には3つ
の問題点が含まれてい
る。
1つには、会社が
丸山氏のケガはもう治
っている」と主張する
根拠として、松浦診療
所転医前の堺のA病院
の診断書を使っている
ことであり、2つ目に
は上積み20%の既得権
を一方的に剝奪してき
ていること。3つには
「調停申請」という裁
判所を使った新手法を
使、て会社との直接交渉
をやりにくくしている
ことである。

同盟は今回の問題を
以上のように分析し、
今後安全センターも含
めて斗いを起こしてい
くことを決めている。



日本化学のクロム禍被害者の会の斗いを支援しつづけてきた。日本化学のクロム禍被害者の会の代表者足達氏、東京都公害局の田尻氏、日本化学のクロム禍被害者の会の代表者足達氏、東京都公害局の田尻氏、日本化学のクロム禍被害者の会を支援する会の真木氏ら3名からの向題提起があった。

日化エクロム禍被害者の斗いを中心に合宿

--- 労災職業病を考える会 ---

東京

この会を中心に4月22日から23日にかけて、東京の早稲田奉仕園で討論合宿を行なった。この日の合宿には「労災職業病を考える会」のメンバー

その後、徹夜に近い討論が続けられ、23日には、主にクロム被害者の斗いのための運動論を中心に討議が熱に行なわれ

大阪大南

労職研と安全センター事務局

若手歯科医達と

交流を深める

去る4月9日、安全センター常任事務局、労職研は青年歯科医師連絡会議の歯科医の人々との交流会を行なった。青歯連からは約10名が参加し、労職研、安全センター運動の中から南大阪労働者診療所が設立されてきた経過について意見を交換した。歯科医の人からは、地域で個々に活動している人々から、それがかかえる課題の報告(例えば、むし歯予防運動の位置付け、保険治療の問題など)があり、交流は今後とも続けていくことが確認されている。



東京

東京労基局

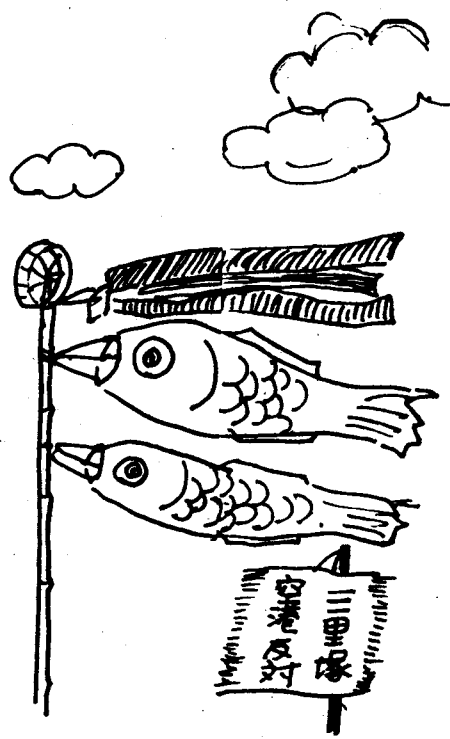
症状照会の提出命令への不服審査請求を棄却

療養開始後1年半を
経過し、引き続き療養中
の被災者に対し、昨年
4月来、労基署は「傷
病の状態で働くに耐える届
書の提出を要求してい
た。しかし、被災者側
は、被災者切り捨ての
年金へ移行させるため
の届書を出す必要はな
いとして提出拒否の斗
いを続けてきた。その
経過の中で、給付の一
時差し止めというおど
しを含めた提出命令攻
撃が更にのけられたが、
被災者はあらゆる方策
を利用して斗いを続け
ている。

労基局へ不服申請を
行った人々もその一つ
である。ところが、東
京労基局は4月10日、
この申立てを棄却する
という決定を下した。
機械的法律解釈で、年
金にならない事が明ら
かであるうと、何が何
かでも届書は提出すべ
きだから提出しないもの
への提出命令は当然、
という理由である。

この他にも、提出命
令の撤回を求める反論
書を労基局に提出して
斗っている被災者もい
る。

被災者のぬばり強い
斗いはまだまだ続く。



会学に医療人民回3が

= 三里塚交流会 =

三里塚野戦病院の

実践に学び

三里塚農民と共に闘う

医療戦線の構築を!

- 時 5月2日 午後6時現地結集
5月3日 4時 “ 解散
- 費用 現地宿泊費 200円カンパ
食事は各自持参のこと
宿費を携えている人は持参して下さい

大阪府被災労働者同盟の活動から

将来は阪神分班も 同盟北ブロック

大阪府被災労働者同盟では、組織と連絡体制の強化をはかり、全体を東西南北の四つのブロックに分けて（53年1月28日全体集会で決定）活動を続けてきたが、北ブロックではその後、阪神間在住者や所轄監督署も兵庫県下の人が増えつつあるところから、連絡体制や活動も広範囲となり、病状とのかねあいもあり、4月11日に北ブロックの会議を南き、副班長2名を内定し班長の補佐をしてもういながら、将来は阪神分班へ又は阪神ブロックとして更に強化、発展していきたいと思っております。

4月15日の全体集会でもこの問題を発表しました。

また、同盟員が何を求めているのか、どんなことを考え、方向付けようとしていのかを知るために、全員にアンケートを提出してもらおうことになりました。

一人一人の努力と 協力が必要

北ブロック班長（垣）

新しく大きく変わるには大阪府被災者同盟の一人一人の努力、協力が必要であると思う。同盟員一人として、は小さな力であるが、皆（全員）が力を合わせ、労働者（被災労働者）としての基本の考え方をよく認識することではないだろうか。

同盟員が自分算の用件だけでなく、他の協力団体、労組、及び、我々よりも弱者の労働者へも共に努力し助け合う心をもつことにより、我々の被災者同盟は

大きく脱皮、発展するだろう。それだけでなく、もっと大きな考え方、社会に役立つこと、例えば福祉事業団を中心にした行動をすることが、ひいては我々が社会に復帰することの前提になるのではないかと私は信じています。

皆様方が、大阪府被災労働者同盟に御指導、御鞭撻下さいますようお願いいたします。

パンフ紹介

格魯護

日本化学のクロム禍被害者の会、昭和電工塩尻工場粉塵公害被害者同盟
共同機関誌

一部 一〇〇円
千六〇円

★安全センターで取扱えます。

3月分会計報告

収入

会費	302300
機関誌	78020
カンパ	194425
パンフ	12300 ⑥
資料	190
計	587235

支出

業務費	34262 ①
活動費	154060 ②
郵送費	22090 ③
機関誌	74100 ④
人件費	220000 ⑤
計	504512

3月分収支 + 82723

先月の
△1=L 685292 (+)

4月△
△1=L 768015 //

註

- ① 2月分・3月分新商代、2月分かす代、3月分電気代、更紙、フックス食料事務用品等
- ② 2月分・3月分電話代、東京出張費 2回分、名古屋出張1回分、2月分社会保険料、資料購入費、事務局員通勤交通費等
- ③ 7回、振替手数料
- ④ 45号印刷代
- ⑤ 事務局員4人、3月分人件費
- ⑥ 任意パンフ、米運パンフ

研究者交流会のお知らせ

◎ 5月20日 午後4時～ 南大阪労働者診療所 2階

☎ 06-574-8010

“ 労基則第35条改定に関連した
新認定基準の問題について —— 特にマンガン中毒の問題 ”
関西での取組みについての問題提起

◎ 5月27日 “ ”

前回ほ田代先生が 緊急手術の為出席されませんでしたので
今回にもちこしになりました。

“ 放射線障害、ターレビッチの有害性について ”

昭和50年10月29日

第三種郵便物認可

職業内二

第18号

昭和53年4月30日発行(毎月一回30日発行但し2月は28日)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28